

福津市地域密着型サービス部会に関する所掌事務

福津市では、福津市介護保険運営協議会の所掌事務を下記のとおりとしています＜表1＞。

また、専門の事項を調査審議するため、令和元年度から専門部会の一つとして地域密着型サービス部会を設けています。地域密着型サービス部会に関する所掌事務は＜表2＞のとおりです。

介護保険運営協議会の所掌事務（本会） ＜表1＞

(1) 介護保険事業の計画及び進行管理に関する事項
(2) 介護保険運営状況に関する事項
(3) 高齢者福祉行政に関する事項
(4) 地域包括支援センターの運営に関する事項
(5) その他市長が必要と認める事項

地域密着型サービス部会の所掌事務 ＜表2＞

介護保険運営状況に関する事項		
	地域密着型サービスの運営に関する事	①地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないとしようとするとき（指定は更新を含む。）
		②市町村において、地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき
		③地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市町村が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項があるとき

市町村は、改正介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項等に規定する措置として、地域密着型サービスの運営に関する委員会（「以下、「運営委員会」という。）を設置することなどが必要とされています。

また、運営委員会設置は、既存の介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えないとなっているため、福津市においては介護保険運営協議会がその事務を兼ねることとし、専門部会である地域密着型サービス部会において介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、また学識経験を有する者の知見の活用を図るものとします。

【参考】

運営委員会の構成員については、地域の実情に応じて市町村長が選定する、とされています。

＜想定されている運営委員会の構成員＞

- ① 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- ③ 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- ④ 地域における保健・医療・福祉関係者
- ⑤ 学識経験者 等